手書きの遺言(遺言のす」のその3)

リーガルバンクさかいでは、遺言の作成を強くお勧めしております。

前回、「安心確実」な遺言として『公正証書遺言』をご紹介いたしましが、今回は「最も書きやすい」遺言として『自筆証書遺言』をご紹介いたします。

自筆証書遺言は、今すぐにでも作ることができます!

~ 自筆証書遺言は、ルールを守って作りましょう

ルール① 全文を自筆します

必ず本人が一人で全て書きます。代筆やパソコンで作成すると無効になってしまいますので、ご注意下さい。 また、二人で共同して遺言を作成することはできません。

ルール② 日付を入れましょう

日付の入っていない遺言は無効になります。特定できれば、西暦、和暦どちらでも構いませんが、『吉日』では 日付の特定ができませんので、無効となります。ご注意下さい。

ルール③ 署名、押印します

必ず、署名、押印します。認印でも有効ですが、実印で押印したほうが証拠能力は高くなります。

ルール④ 遺言は 15 歳になってから

要件は、以上です。

おどろくほど簡単ではありませんか?

たとえば、全文自筆で「私 甲野太郎は、妻 甲野花子に全ての遺産を相続させる。 平成 26 年 6 月 10 日 甲野太郎 剛」とあれば、それだけで有効な遺言となります。

それから、これは要件ではありませんが、遺言書は封筒に入れて封印することをおすすめいたします。封 印には遺言書で使用した印鑑を使いましょう。

不動産の記載は正確に

遺言として有効でも遺言内容が曖昧だと名義変更に支障が出たり、争いになるケースがありますので、 ご注意を。

例えば、自宅を妻に相続させたい場合は、住所ではなく地番を記載する必要があります。市役所で管理している住所と法務局で管理している地番が異なる地域があります。普段、地番を使うことは稀ですから、覚えていらっしゃらない人も多いと思います。また、一体として利用していても土地が複数に分かれているケースや、道路部分を複数人で共有していることもありますので、記載漏れにはくれぐれもご注意下さい。地番は固定資産税の納税通知書でも確認できますが、納税通知書には道路等の非課税物件が記載されていないことがありますので、権利証を確認されるのが一番確実です。

ご相談はお気軽に 法務コンサルタント リーガルバンクさかい

〒590-0076 堺市堺区北瓦町二丁4番16号 堺富士ビル4階 TEL 072-226-1501 FAX 072-226-1511

その他遺言のノウハウ

不動産の記載方法のほかにも、遺言を作成するうえでのノウハウがいくつかあります。例えば、自宅を長男に相続させるつもりが不幸にも先に亡くなってしまったら、その遺言はどうなるのか? 長男の子 (孫)が代わりに受け取るように思われがちですが、実はその部分の遺言は無効となり、自宅の名義は、相続人全員(他の兄弟と孫)が協議して決めることになります。

では、長男家族に相続させるにはどうするか?

実はそれを見越した遺言を作成することができるのです。例えば、「長男Aに相続させる。長男Aが私より先に死亡した場合は、Aの子Bに相続させる」といった具合です。

これは、自筆はもちろん、公正証書、秘密証書でも重要なポイントになります。この他にもいくつかのノウハウがありますので、遺言のすゝめ第六回「遺言のつぼ」にてご紹介したいと思います。

法務コンサルタント リーガルバンクさかい

くサービス一覧>

- •不動産登記
 - ⇒不動産購入による名義変更や、住宅ローンの完済による抵当権の抹消登記など。
- ・相続手続き
 - ⇒不動産や金融機関口座の名義変更から、遺産分割協議書の作成、相続税に関するご案内など。
- •遺言作成手続き
 - ⇒公正証書や自筆証書遺言の作成サポート、生前の相続対策のご相談など。
- ・成年後見等手続き
 - ⇒成年後見等制度を利用して、ご高齢や障害のある方の権利を守ります。
- •火災保険業務
 - ⇒ご自宅の火災保険のこと、ご相談下さい。
- 不動産コンサルティング
 - ⇒相続した不動産の売却や個人間での売買など、ご相談を承ります。

法務コンサルタント リーガルバンクさかい

〒590-0076 堺市堺区北瓦町二丁 4番 16号 堺富士ビル 4階 TEL 072-226-1501 FAX 072-226-1511

Eメール Kawabata-office@mbi.nifty.com Web legalbank-sakai.com (受付時間 月~土、午前 10 時より午後 6 時まで)

来所での初回相談(1時間程度)は、無料です。 事前にメール又はお電話にてご予約下さい。